

※詳しくは☎にお問い合わせください。

平成 28 年度課税分から軽自動車税の税率が  
変更になります

☎ 63-1342

●原動機付自転車・二輪車などの税率（年税額）  
平成 28 年度課税から購入や登録の時期にかかわらず、新税率が適用されます。

| 車両の種類         |                       | 現行税率    | 新税率     | 車両の種類         |                                 | 現行税率    | 新税率     |
|---------------|-----------------------|---------|---------|---------------|---------------------------------|---------|---------|
| 原 動 機<br>付自転車 | 総排気量 50cc 以下          | 1,000 円 | 2,000 円 | 小 型 特<br>殊自動車 | 農耕用                             | 1,600 円 | 2,400 円 |
|               | 総排気量 51cc 以上 90cc 以下  | 1,200 円 | 2,000 円 |               | その他                             | 4,700 円 | 5,900 円 |
|               | 総排気量 91cc 以上 125cc 以下 | 1,600 円 | 2,400 円 | 軽自動車          | 二輪（側車付を含む）<br>126cc 以上 250cc 以下 | 2,400 円 | 3,600 円 |
|               | ミニカー                  | 2,500 円 | 3,700 円 | 小型<br>自動車     | 二輪<br>251cc 以上                  | 4,000 円 | 6,000 円 |

●三輪と四輪の軽自動車税の税率（年税額）  
自動車検証に記載されている最初の新規検査年月により、現行税率・新税率・重課税率のどれかを適用します。

| 車両の種類 |          |     | 現行税率<br>※ 1 | 新税率（平成 27 年度～）<br>平成 27 年 4 月 1 日以後に新規検査した<br>車両 ※ 2 | 重課税率（平成 28 年度～）<br>最初の新規検査から 13 年経過した<br>環境負荷の大きい車両 ※ 3 |
|-------|----------|-----|-------------|------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 軽自動車  | 三輪       |     | 3,100 円     | 3,900 円                                              | 4,600 円                                                 |
|       | 四輪<br>乗用 | 営業用 | 5,500 円     | 6,900 円                                              | 8,200 円                                                 |
|       |          | 自家用 | 7,200 円     | 10,800 円                                             | 12,900 円                                                |
|       | 四輪<br>貨物 | 営業用 | 3,000 円     | 3,800 円                                              | 4,500 円                                                 |
|       |          | 自家用 | 4,000 円     | 5,000 円                                              | 6,000 円                                                 |
|       |          |     |             |                                                      |                                                         |

※ 1…平成 27 年 3 月 31 日以前に新規検査した車両で新規検査から 13 年を経過するまで適用。  
※ 2…新規検査から 13 年を経過するまで適用。  
※ 3…電気・天然ガス・メタノール・ガソリンハイブリット軽自動車や被けん引車を除く。

●グリーン化特例（軽課）について  
三輪・四輪の軽自動車で、排出ガス性能と燃費性能に優れた環境負荷の小さい車両に、グリーン化特例が導入されます。平成 27 年度に最初の新規検査を受けた車両で、排出ガス基準と燃費基準を達成した車両に、平成 28 年度の軽自動車税のみ、適用されます。なお、グリーン化特例は車両の検査情報を基に適用しますので、手続きは不要です。詳しくは市ホームページをご覧ください。

軽自動車などの廃車・名義変更手続きを  
お忘れなく

☎ 63-1342

軽自動車税は毎年 4 月 1 日現在で登録中の軽自動車などに課せられます。次のような人は廃車の手続きをしないと、平成 28 年度も課税されますので、早めに手続きを行ってください。

- ▼使用しない車に標識（ナンバープレート）を付けたまま庭先などに放置している人
- ▼車を解体した人
- ▼盗難で車をなくした人

※荒尾市で交付する標識の付いた車を使用している人で、荒尾市外へ転出するときは廃車手続きを行ってください。転出先で車を使用するときは、新たに転出先の標識を取得する手続きを行ってください。  
※軽自動車検査協会などが交付する標識の付いた車を使用している人で、住所を変更した人は「住所変更の手続き」、車を譲り受けた人は「名義変更の手続き」を行ってください。  
※県外で廃車するか県外ナンバーに変更した場合、荒尾市での課税を止める手続きが必要となります。手続きは、基本的に自己申告ですが、軽自動車協会が有料で代行手続きを行っています。この手続きを行わないと、翌年度以降も引き続き軽自動車税が課税されます。  
※平成 28 年度軽自動車税の納税通知書は 5 月上旬に発送予定です。  
※平成 28 年度軽自動車税の減免申請は広報あらお 5 月号でお知らせします。



●手続きの方法

| 種 別                                                                                           | 手続き場所と必要なもの                                                                                                                       |                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 原動機付自転車<br>(125cc 以下のバイク<br>(ミニカーを含む))<br>農耕作業用自動車<br>(市町村での標識交付分)<br>小型特殊自動車<br>(市町村での標識交付分) | 市民課 ☎ 63-1302<br>・新規<br>販売証明書か譲渡証明書と認印<br>・廃車<br>標識と認印<br>・名義変更<br>譲渡証明書と認印<br>・車台変更<br>販売証明書か譲渡証明書と認印<br>※窓口に来る人の本人確認書類の提示が必要です。 |                                                             |
| 軽四輪乗用<br>軽四輪貨物                                                                                | 熊本県軽自動車協会<br>熊本市東区東本町 16-3<br>☎ 096-369-7920                                                                                      | ・印鑑<br>・住民票<br>・標識<br>・車検証など<br><br>※詳しくは左記の連絡先にお問い合わせください。 |
| 軽二輪<br>(126cc 以上 250cc 以下)                                                                    |                                                                                                                                   |                                                             |
| 自動二輪 (251cc 以上)<br>小型特殊自動車<br>(県での標識交付分)                                                      | 九州運輸局熊本運輸支局<br>熊本市東区東町 4-14-35<br>☎ 050-5540-2086                                                                                 |                                                             |

EVENT PICK UP

荒尾市史講演会

『荒尾市史 通史編』を題材に、執筆者による講演会を開催します。  
●日時 2 月 20 日(土)  
午後 1 時～（受付：12 時 30 分～）  
●場所 文化センター会議室 1・2  
●テーマ 「室町・戦国時代の荒尾市域の人々と小代氏」

「つつがだけ  
筒ヶ嶽城跡を中心とした荒尾市  
内の中世城館址」  
●講師 やなぎたよしあき おおたゆきひろ  
柳田快明さん、大田幸博さん  
●定員 60 人  
●申込締切 2 月 15 日(月)  
●申込方法 電話で申し込み  
●参加費 無料

☎ 63-1681



万田坑世界遺産登録記念

高木尚雄写真展～三池炭鉱の記憶～

荒尾市の万田坑と炭鉱専用鉄道敷跡を含む「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」が、昨年、世界文化遺産に登録されました。これを記念して、高木尚雄さんの写真展を開催します。  
高木さんは生前、三池炭鉱に長年勤務し、自身も炭鉱マンとして臨場

感溢れる坑内写真などを撮り続けてきました。ご遺族のご厚意により、初公開の写真なども展示します。日本の近代化を支えた三池炭鉱に触れてみませんか。  
●日時 3 月 5 日(土)～ 21 日(祝)  
午前 10 時～午後 6 時  
●場所 あらおシティモール



「採炭現場から上ってきた中村さん」



「水を飲む」